

南部氏側妾小考

——重信の実母お松を事例に——

高橋 博

はじめに

陸奥国盛岡藩南部氏の正室において、少なくとも天明四年（一七八四）に亡くなった十代利直の代までは、三代重直の母（二代利直の正室）蒲生氏を除いては、南部氏の嫡子を産んだ人物はいなかった。盛岡藩主の実母の多くは、家臣の娘かそれ以下の身分の者で、彼女らは藩主の男子確保の目的のために、側妾として差し出された、藩の奉公人としての地位に置かれていたが、それだけで決して軽んじられていたのではなく、反対に、相当の発言力を有した存在として藩政に浮かび上がってくる可能性をも秘めていた。⁽³⁾

筆者はかつて、出羽国久保田藩三代佐竹義処の息女順姫の松江藩への輿入れを検討するにあたり、義処の側妾で順姫の実母お里宇の、輿入れにおける影響力とともに、彼女の履歴について若干言及したことがあった。⁽⁴⁾寛文五年（一六六五）、久保田藩の下野飛地領の代官布施家重の息女として誕生したお里宇は、元禄六年（一六九三）二十九歳ではじめて佐竹家の江戸屋敷へ奉公にあがり、義処とのあいだに順姫をふくむ一男二女をもうけ、男子が一七〇三（元禄十六）四代義格となつてからのちは、

その実母として、すでに亡くなっていた義処の正室に準じた待遇を受けるまでになる。⁽⁵⁾

そこで小稿では、右のお里宇の事例を補足すべく、南部利直の側妾で四代重信を生んだお松（一六〇二、一説に一五九六―一六三八）⁽⁶⁾の履歴を紹介するとともに、いままでもあまり研究対象にならなかった大名の側妾の歴史的な性格について考えていきたい。⁽⁷⁾使用する史料は主に『篤馬家訓』第五卷所収の「重信公御実母慈徳院成立之事」（岩手県立図書館マイクロフィルム）の記事であり、したがってかなりの史料制約もあるが、近世初期の側妾のありかたを伝える貴重な文献としてあえて取り上げていきたいと思う。⁽⁸⁾

一 お松の履歴と重信の誕生・成長

慶長四年（一五九九）、藩祖南部信直は三戸で病死し、嫡子の利直がその遺領を継いだ。時に二四歳であった。これより先、利直は蒲生氏郷の息女と婚を結んでいたが、関ヶ原合戦後の慶長十一年（一六〇六）にいたり、ようやく男子が誕生し、権平と名づけられた。すでに利直は二

男二女を側妾とのあいだにもうけていたが、権平が同十七年、ほかの二子に先んじて將軍徳川秀忠に拝謁を許されたことにより、その嫡子としての地位が明確にされた。のちの重直であった。⁽⁹⁾

また、慶長十九年(一六一四)、大坂の陣に参加した利直は翌元和元年(一六一五)の戦闘では在国を命じられ、その年領内巡視のため閉伊郡の花輪村を訪れ、家臣の花輪政朝の居宅へ投宿した。⁽¹⁰⁾この滞在のうちに、のちに利直とのあいだの男子をもうけることになったのが、政朝の養女お松であり、このとき十四歳(一説に二十歳)であった。利直はお松をそのまま沿岸巡視に供させ、山田村(閉伊郡)にて帰村させたが、そのわかれ際に、もしわが子を身ごもったときの親である証紙を彼女にあずけ、決して他見してはならないことを命じていた。

お松の養父花輪政朝は内膳、十郎左衛門を称し、⁽¹¹⁾花輪氏は、花輪館(閉伊郡)を居館とする豪族で、田鎖氏(閉伊郡、田鎖館主)の一族であった。戦国以来、田鎖氏の一族・家臣は、閉伊川を中心とする地域に分散・割拠して、一族的な結合を保ち、田鎖党・田鎖十三家などと称された。⁽¹²⁾しかし、南部氏の圧力が次第に強まり、田鎖党はその傘下に属するに至る。⁽¹³⁾いわば外様の家臣であった。はじめ花輪氏の親類(花輪政朝の弟義如を祖とする)の箱石家(閉伊郡箱石村)に生まれたお松であったが、南部利直の側妾となるさい、本家の花輪家で彼女をもらい上げたのか、それともはじめから花輪家の養女であったのかはさだかではない。⁽¹⁴⁾

さて、『篤馬家訓』は、懐妊したお松について、直ちに盛岡へ知らせに参上し、南部利直の証紙が確認されて、そのまま屋敷を与えられ出産

したという説と、元和二年(一六一六)五月に出産して、乙松と名づけた後に、藩に名乗り出たという説とを載せているが、ここでは編者の意見に従って、後者の説をとり、その後の動向をみてみよう。⁽¹⁵⁾

幼名を乙松と称したのちの重信が、果たして利直の子であるか、藩から検使に花輪村まで赴いたのは、赤石館(三戸郡)に二千石を知行し家老を勤めている桜庭直綱(安房)であった。⁽¹⁶⁾花輪館にて直綱はお松に向かい、何か証紙の品はないかと尋ねたところ、証紙以外は何もないとお松は答えた。その証紙を披いたところ、南部利直の脇差の目貫(めぬき)がでてきたので、さっそく盛岡へ持参し確認を求めたところ、利直のものに相違ないことが判明し、ここにお松は利直の男子を産んだことが認められ、乙松は花輪彦六郎と名乗ることを許された。花輪村のうち知行も与えられ、お松とともに当村へ居住することが命じられた。⁽¹⁷⁾

花輪村で養父やわが子とともに過ごす歳月は過ぎていき、寛永五年(一六二八)ころになると、養父のもとへ、お松や彦六郎を氣遣う利直の書簡が届くようになる。すでに亡くなった桜庭直綱にかわって、その子直際(兵助)が花輪村への連絡を仲介した。⁽¹⁸⁾このとき彦六郎は十三歳、元服してもおかしくない年齢である。そして彦六郎が十五歳になった寛永七年、藩命によりお松は養父にともなわれ、彦六郎とともに盛岡に移り住む。利直との対面は、元和元年(一六一五)の沿岸巡視以来であったが、利直より長年にわたるわが子の奉養につくした功を賞されたことは、この間賜った二通の書簡とともに、花輪氏の家譜に記される。⁽¹⁹⁾わが子と産みの親を見届けた利直は、さらに二年後の寛永九年(一六三二)五七歳で亡くなり、東禅寺に葬られた。⁽²⁰⁾嫡子重直がそのあとを継

いだ。その翌年、お松の養父政朝も亡くなった。

お松がその三七年の生涯を盛岡で閉じたのは、それから五年後のことであった。亡骸は、花輪館の屋敷地内に葬られた。そこは、その昔彦六郎愛用の獅子頭が奉納されたお宮の側で、花輪権現と称された場所であった。⁽²⁰⁾

やがて、正保四年（一六四七）、北郡七戸城主で二千三百石を領していた七戸直時（隼人正）が継嗣を定めぬまま亡くなると、その後継者に彦六郎が命じられ、藩主重直の一字を与えられ重政と改名する。⁽²¹⁾ お松とともに花輪村から盛岡に移りすんで十七年、お松が亡くなってから九年の歳月が経っていた。

二 重信の家督継承と花輪村権現伝承

このように、寛永七年（一六三〇）十五歳まで祖父（花輪政朝）や生母（お松）とともに花輪館にて、その後は祖父・生母とともに盛岡城内丸中屋敷へと移りすみ、二人と死別したのち、正保四年（一六四七）北郡七戸城主七戸直時の跡を継いだ重政であったが、重政が四九歳となった寛文四年（一六六四）九月、兄で盛岡藩主重直が江戸で子がないまま急死するという事態がおこった。幕府に嗣子の届け出を行わないまま不測の事態を招いた盛岡藩は、所領没収の危機に類したが、重政を四代藩主に迎えることで一件の落着をみた。⁽²²⁾ ここに、利直の側妾お松が産んだ重政は、紆余曲折を経ながら、盛岡藩主にまで登りつめ、重信と名を改めた。

重信は藩主となったが、かといって故郷の花輪村との縁が切れたのではなく、むしろ花輪館居住時代から、重信に仕えた花輪氏の縁族やその子孫が、七戸居城時代に仕えたのにひきつづき、盛岡藩士としてあらたに召し出され、重信の側近の一端を担った。以下、その藩士たちの簡単な履歴を、ひとりずつ記していく。⁽²³⁾

箱石義番（嘉右衛門） ? 一六七六。父の義如は花輪政朝の弟で、

箱石村（閉伊郡）の住人であったが、故あって兄の花輪館に同居する。

義番は、重政の花輪館居住のときに仕え、お松らと盛岡へ移ったのち、

花輪館の留守を預かり、鷹巢御用などをつとめる。重政の盛岡藩就封後

藩士に召し出される。子の義久（喜平治）は重政の七戸城主時代、盛岡

藩主時代と仕え、御小納戸役。

田鎖正陳（茂右衛門） 正没年不詳。田鎖氏の支族で、父の右近は重

政が花輪館居住のときに仕え、正陳は重政が七戸城主になったとき、花

輪村より七戸城へ召し出され、「七戸城執権職」となった人物。子の正

忠は、重政の盛岡藩就封後、盛岡に召し出され、はじめ御小納戸役、の

ち御次頭、二五〇石。

田鎖勝吉（伝右衛門） ? 一六九二／九五。田鎖正陳の弟で、重政

の花輪館居住のときより仕え、盛岡藩就封後召し出される。一説に正陳

と別系で、父の多右衛門は、花輪村の名主をつとめていたともいう。

田鎖信則（八右衛門、のち中村金右衛門） ? 一六九一／九六。田

鎖正陳の従兄弟。父の清右衛門は兄の右近と同様、重政が花輪館居住の

ときに仕え、信則は重政の七戸城主時代、花輪村より七戸城へ召し出さ

れ「御近習」となる。重政の盛岡藩就封後、藩士に召し出され、御側役より奥使を經、御横目役、二百石。

これらの人物群をもつて、重政の花輪館時代仕えたものすべてというわけではないが、盛岡藩の御側役や御小納戸役など、重信の身の回りを世話する側近たちの源流を示す一応の目安となるであろう。このような藩の要職を輩出したことは、花輪村にとって名誉なことであつたらう。

もうひとつ、忘れてはならないのは、お松が盛岡藩主の子を産んだことで、故郷の花輪村はその恩恵を被つたことを、永く記憶にとどめたことであろう。『篤馬家訓』によると重信は花輪館時代、屋敷地内にお宮を建立し、日頃遊んでいた権現（獅子頭）を安置したのが、花輪村の鎮守として村人に崇拜され、毎年三月十七日、十一月十七日の二回、祭礼が行われるようになったという。現在の花森神社で、古くは深（真）山権現と称された。寛永十五年（一六三八）、お松が亡くなったとき、花輪村では、このお宮の境内の脇にお松の石塔（慈徳院殿松宝琳貞大姉）の造立を命じられ、これにより当村では夫伝馬が永らく免除されたといふことだ。この石塔はいまでも残っているが、お松の死後一世紀以上を経たときでも、彼女のことは、村人たちの記憶にあつた。

江柄某語て曰、去ル天明年中実父年忌二付、古郷たる宮古え行し比里老云、昔利直公閉伊千徳の殿浅石氏御退治に御出之節、花輪村内膳所二御宿陣あり、同所箱石が娘にて内膳が養女たるお松と申を被召仕、此女懐妊となり重信公御誕生被遊候由。然るにお松間もなく

病死仕、石碑ハ花和村山中に有と云し故、其所に行て見しに、石碑に慈徳院殿松室林貞大姉箱石縫殿娘寛永十五年七月十四日ト切付あり、入箔ありたりと見得たりとぞ
（『篤馬家訓』）

右によれば、天明年間（二七八一―八七）、宮古（閉伊郡）へ帰郷した江柄某という者が、里の古老から、お松の生涯と石碑の所在を聞かされ、実際に見にいったことが記されている。古老の多少の誤認（お松が重信出生後まもなく病死したこと）もあるが、花輪村では、かつて南部氏に敵対した田鎖党の末裔が、のちに盛岡藩主に侍することになった感慨もさることながら、夫伝馬免除などの恩恵をもたらしてくれたお松についての伝承が、こうして受け継がれてきたのである。

おわりに

限られた史料のため、問題としている大名の側妾の歴史的性格については、このお松の事例によるわずかなことしか明らかにならなかった。しかし、お松の生涯を垣間みたことにより、今後の展望として、漠然とではあるが課題とすべき点を述べると、近世社会における大名家の存続のありかたが、従来の研究ではややもすれば、婚姻による家同士のつながりに重きがおかれていたということである。側妾についても、ただ「家」の力による時代の所産として軽んじられるのではなく、側妾となる契機や、「奥」における立場の変化（とくに出産前後）、正室やほかの側妾との関係（力関係に束縛されない交流のありかた）、実生活をつうじた親子関係（形式的には主従ではあるが）、彼女の姻戚や故郷に与え

た影響（たとえば藩士としての登用や、村の頭彰運動など）、菩提寺の所在（故郷に葬るのか否か）などを整理・分析していくことが必要となるのではないかと考えるのである。

註

- (1) 『寛政重修諸家譜』 卷第二百十。
- (2) たとえば、『日本史大事典』 第六卷（平凡社 一九九四年） 六八一―六八二頁「妾」の〔中・近世〕の項（林由紀子氏執筆）。
- (3) たとえば、幕末期薩摩藩のお家騒動（お由羅騒動）のもととなったといわれている、島津斉興（なつちき）の側妾で久光の実母お由羅は、その最たるものであろう。
- (4) 拙稿「近世中期における大名婚外交渉の一側面——久保田・松江藩交渉と奥附家臣——」（『論集さんせい』 第十六号 一九九四年五月）。
- (5) 同前、二八頁参照。
- (6) お松の生年は二説ある。ひとつは、『篤馬家訓』 第五卷所収「重信公御実母慈徳院成立之事」（以下『篤馬家訓』と略す）の慶長七年（一六〇二）とする説（岩手県立図書館マイクロフィルム）。もうひとつは、『参考諸家系図』 第三十巻中の慶長元年（一五九六）とする説（前沢隆重他編『参考諸家系図』 第二巻 国書刊行会 一九八五年 四二七頁）である（生年はいずれも没年齢より逆算したもの）。
- (7) 服忌令の適用範囲から、妾奉公の性質を論じるなど、法制史から

のアプローチはなされている（前掲註②参考文献）が、側妾が大名家の奥向きの機構・空間でどのように位置づけられているのか（大奥の職制における身分や、居住地の実態）、明らかにすべき点が多い。

- (8) 同史料は、盛岡藩の史家市原篤馬が文化十四年（一八一七）から天保八年（一八三七）にかけて、藩内の諸記録を渉獵して編成採録したもので、二四巻五十冊からなる（『角川日本地名大事典』 三岩手県（角川書店 一九八五年 巻末岩手県参考図書目録）。したがって、藩の公用や奥向きの諸役人が記した日記などの一次史料よりも、正確さの面で劣るといえる。
- (9) 以上、「寛政重修諸家譜」 卷第二百十の記事による。
- (10) 『篤馬家訓』。なお、同史料では異説として、かつて南部氏に敵対した千徳氏の残党の鎮撫のためともしている。
- (11) 『参考諸家系図』 第二巻 四二六頁。
- (12) 『角川日本地名大事典』 三 岩手県、四七七頁。
- (13) 『篤馬家訓』は、お松の実父を箱石縫殿としているが、『参考諸家系図』にはそれに該当する人物は見あたらなかった。
- (14) 『篤馬家訓』では、前者の説は「又古老云：」として、記事の末尾に載せている。
- (15) 『参考諸家系図』 第一巻（一九八四年） 三八七頁。桜庭直綱は、藩政創業期、小笠原美濃・瀬田石隠岐・米内丹後・野田内匠らとともに、藩の知行証文に連署する重臣のひとりであった（『岩手県史』 第五巻 岩手県 一九六三年 四五五頁）。

(16) 知行高は二百石、ほかに現米二八〇駄という（『篤馬家訓』第一卷）。

(17) 『参考諸家系図』第二卷 四二六頁。花輪政朝の項における書状の全文をつぎに記す。

兵助（伝）参候序申遣候、そく才めて度候、此間は品々到来賞翫不斜候、

彦六郎名之事申出候、花わ彦左衛門ト名乗セ可申、兵助も委事申候、於まつ（伝）へも先頃之挨拶能々申入候、以上

二月十八日 御名（南部利直）

花わ内膳とのへ

(18) 前掲註(17)二通目の書状も全文を記す。

御息才目出度存候、彦左衛門事大ニ成長いたし芸事も能く一段喜入候、実に広大之恩義と心得候、数年雑用までも心遣かけ面目なく候、おまつ煩ひ候趣承候、今程ハ快気候哉案候、能々可申給候、近々引越も申渡候、逢候節厚可申候、以上、

五月十日

(19) 東禅寺は、南部家の菩提寺で臨済宗。盛岡五山に列せられ、寺領

二百石（『角川日本地名大事典』三 岩手県』五二九頁）。

(20) 『篤馬家訓』。

(21) 右同。

(22) 「寛政重修諸家譜」巻第二百十。ただし、重政を新規取立とし、

同時に弟の中里数馬に別家（八戸藩）を立てさせるといふ条件つきであった。

(23) いずれも『参考諸家系図』第二巻のうち「」内は系図中の文

一言。

(24) 「家」同士の体面を重んじるので、同格の大名家から輿入れした正室が側妾に代わり、母子の礼をとるが、実際の藩機構の人事の流れにおいて、藩主の実母となったときに、側妾の故郷からでも多くの家臣が取り立てられている事実は興味深い。

(25) たとえば、盛岡藩十代南部利正（とら）の側妾で十一代利敬を生んだお熊は、江戸の町家（八百屋）に生まれ、木挽町（こびき）（現、中央区）で芸者をしていた。南部利正が同じ大名の丹羽家の屋敷へ招かれたおり、席を取り持った縁で側妾となり、天明二年（一七八二）、利敬を生んだ。同四年、利正が亡くなったのち、觀光院（利正の正室）の命により、「様」の敬称を許され涼雲院様と改め、花菱御紋の着用を許され、はじめ盛岡城の新丸内に住んでいたが、やがて「隅御屋敷」へと移った。文化三年（一八〇六）、存命のうち故郷江戸の地を踏みたいということ、また江戸下屋敷の觀光院の願いもあって、百日の帰郷（江戸へ）が許された。盛岡に戻ったのちは郊外の鶯宿温泉（おうしゆく）への湯治を好み、文政元年（一八一八）、死期をさとしたときに、主君利直の眠る東禅寺へ身よりの先祖の位牌をたて、永く月拝の料をつけ、前休和尚に後事を託し、同三年亡くなったという。これは「実ニ婦人ニハ珍シキ御方ナリ」と評された（『篤馬家訓』第六巻 岩手県立図書館マイクログフィルム）。主観的なようで恐縮であるが、史料を読んだかぎりでは、涼雲院と觀光院の関係など、その親密さにおいて、たんに主従では割り切れないものがのこった。また、正室は在府が義務づけられているが、ここではそうではない

し、ほかはどうなっているのか。さらに、亡骸が故郷に戻ることもなく、主君利正の菩提寺で南部五山のひとつ東禪寺（臨濟宗）に葬られているが、それが葬送と奥における格式の関係を示すものなのかなど、検討すべき課題は多い。

（たかはし・ひろし 宮内庁書陵部研究員）

